○内閣府厚生労働省令第三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　根本　匠

労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令

（労働金庫法施行規則の一部改正）

第一条　労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百五十二条の二十第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二項及び第三項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別紙様式第九号から別紙様式第十一号まで及び別紙様式第十三号から別紙様式第十九号までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則等の一部改正）

第二条　次に掲げる命令の様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一　労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年総理府労働省令第一号）別紙様式

二　労働金庫及び労働金庫連合会の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令（平成十四年内閣府厚生労働省令第七号）様式第一から様式第八まで

三　労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府厚生労働省令第七号）様式第一から様式第十一まで

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○内閣府農林水産省経済産業省令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十七条において準用する同法第三十条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成

商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十七条において準用する同法第三十条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令

商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十七条において準用する同法第三十条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令（平成十九年内閣府農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。